

広島県告示第三百八十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定によつて、平成二十一年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成二十一年四月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 地籍調査本体事業

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
広島市	湯来町大字葛原の一部、湯来町大字和田の一部	交付決定の日、 平成二十二年三月三十一日
三原市	長谷町の一部、本郷町上北方の一部、久井町小林の一部、久井町筋原の一部、久井町下津の一部	交付決定の日、 平成二十二年三月三十一日
尾道市	御調町菅の一部、御調町大塔の一部	交付決定の日、 平成二十二年三月三十一日
福山市	千田町大字千田、三丁目、四丁目の一部	交付決定の日、 平成二十二年三月三十一日
府中市	斗升の一部、上下の一部	交付決定の日、 平成二十二年三月三十一日
三次市	下志和地町の一部、甲奴町西野の一部、甲奴町本郷の一部、君田町東入君の一部、君田町西入君の一部、布野町上布野の一部、布野町横谷の一部、作木町西野の一部、吉舎町吉舎の一部、三和町羽出庭の一部、三和町大力谷の一部	交付決定の日、 平成二十二年三月三十一日
庄原市	総領町五箇の一部、東城町戸字の一部	交付決定の日、 平成二十二年三月三十一日
東広島市	西条町大沢・森近・福本の一部、豊栄町乃美の一部、安芸津町木谷の一部	交付決定の日、 平成二十二年三月三十一日
廿日市市	飯山の一部、中道字立石、石原茅谷溝ヶ休、駄荷城・駄荷、石原鷹ノ巣、石原高登、石原連歌句原	交付決定の日、 平成二十二年三月三十一日
安芸高田市	吉田町中馬の一部	交付決定の日、 平成二十二年三月三十一日
熊野町	呉地の一部	交付決定の日、 平成二十二年三月三十一日
北広島町	戸谷の一部、大朝の一部、平畑、中山の一部、高川	交付決定の日、 平成二十二年三月三十一日

大崎上島町	中野の一部、東野の一部、木江の一部	交付決定の日 平成二十二年三月三十一日
世羅町	小谷の一部、戸張の一部	交付決定の日 平成二十二年三月三十一日
神石高原町	坂瀬川の一部、安田の一部、福永の一部、 笹尾の一部	交付決定の日 平成二十二年三月三十一日

二 数値情報化事業

数値情報化を行う者の名称	数値情報化を行う地域	数値情報化を行う期間
世羅町	別迫の一部	交付決定の日 平成二十二年三月三十一日
神石高原町	坂瀬川の一部、安田の一部、福永の一部、 笹尾の一部	交付決定の日 平成二十二年三月三十一日

三 予備調査

調査を行う者の名称	予備調査を行う地域	調査期間
安芸高田市	吉田町常友・常楽寺の一部	交付決定の日 平成二十二年三月三十一日

四 官民境界等先行調査

調査を行う者の名称	官民境界等先行調査を行う地域	調査期間
坂町	町道久保田川線の一部	交付決定の日 平成二十二年三月三十一日

五 地籍集成図作成事業

地籍集成図作成を行う者の名称	地籍集成図作成を行う地域	地籍集成図作成を行う期間
大崎上島町	中野の一部、東野の一部	交付決定の日 平成二十二年三月三十一日